

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01283

研究課題名(和文) 憲法平和訴訟の国際比較研究

研究課題名(英文) A Comparative Study of Constitutional Peace Litigations

研究代表者

君島 東彦 (Kimijima, Akihiko)

立命館大学・国際関係学部・教授

研究者番号：20221921

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)： 憲法平和条項によって政府による軍事行動、武力行使を抑制しようとする場合、議会による抑制(政治過程)と憲法平和訴訟による抑制(司法過程)の2つの道筋がある。社会的には個人が提訴しうる憲法平和訴訟が注目されるが、訴訟だけで目的を達成することは困難であり、議会(政治過程)、平和運動(世論形成)との有機的な連携を必要とする(理論、弁論(訴訟)、世論の連携)。

日本と韓国の憲法平和訴訟の中で、「加害者になることを拒否する」という平和意識が形成されたことは注目に値する。平和的生存権とは加害者にならない権利であり、個人の権利の追求が戦争拒否の政策の追求となるのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の憲法平和条項(日本国憲法前文・9条)は、憲法の他の条項が国際比較研究に基づいてとらえられていることと比べると、国際比較研究が不足していた。踏み込んだ比較研究なしに日本国憲法の平和条項の「特殊性・先進性」が強調されたことは社会科学的に不十分であった。本研究が、日本の憲法平和条項を米国、韓国、ドイツの憲法平和条項との比較の上にとらえて、それらの「共通性・普遍性」を析出したことは学術的および社会的に意義がある。本研究からは、日本の憲法平和条項の「特殊性」よりも、政府の武力行使を憲法で抑制するときの課題の「共通性」が浮かび上がったのである。

研究成果の概要(英文)： When attempting to control military actions and the use of force by the government through the peace clause of the Constitution, there are two paths: control by parliament (political process) and control through constitutional peace litigation (judicial process). Although socially, constitutional peace lawsuits, which can be filed by individuals, are attracting attention, it is difficult to achieve the goal through litigation alone, which requires an organic linkage with parliament (political process) and the peace movement (public opinion formation) (linkage of theory, argument (lawsuit), and public opinion).

It is noteworthy that in the constitutional peace litigations in Japan and South Korea, a consciousness of peace, "refusing to be the aggressor," was formed. The right to live in peace is the right not to be an aggressor, and the pursuit of individual rights becomes the pursuit of a policy of refusal of war.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法平和訴訟 憲法平和条項 日本国憲法9条 平和的生存権 加害者になることを拒否する権利 良心的兵役拒否権 平和意識 理論・弁論・世論の連携

1. 研究開始当初の背景

日本国憲法前文および9条という憲法平和条項の研究は盛んであるが、多くの問題点をかかえている。第一に、日本国憲法の憲法平和条項の「ラディカルさ」ゆえに生じる、あるべき9条解釈と現実の政策との乖離がただちに判例批判・裁判官批判となり、憲法平和条項をめぐる全体構造をマクロにとらえて、その中で憲法平和訴訟、平和条項を位置づける研究が少ないこと。これは換言すると、裁判過程(司法過程)、議会プロセス(政治過程)、そして世論形成(平和運動)の3つプロセスを総体的構造的にとらえる研究が少ないということである。第二に、日本国憲法の平和条項の「特殊性・先進性」を強調することに急いで、他国の憲法平和条項との十分な比較をしたうえで、憲法平和条項の類型論・一般理論の中に日本国憲法の平和条項を位置づけて、その位相・特徴をとらえる研究が不足していたこと。いわば「9条ナショナリズム」に陥っていたのである。

これらの2つの不足を補うべく、日本、米国、韓国、ドイツの4カ国の憲法平和条項について、裁判過程・議会過程・世論形成を総体的構造的にとらえる比較研究を開始した。

2. 研究の目的

日本国憲法前文および9条という憲法平和条項の動態を、米国、韓国、ドイツの憲法平和条項の動態と比較研究することによって、憲法平和条項の類型論・一般理論を構築することを試み、類型論・一般理論の中に日本国憲法前文・9条を再定位することを目的とした。その際、とりわけ憲法平和訴訟の実態、社会的機能に注目し、同時に議会プロセス(政治過程)、世論形成(平和運動)との関係に留意した。また同時に、憲法平和訴訟のプロセスで生成・形成される平和意識、平和認識も論点であった。

3. 研究の方法

日本、韓国、米国、ドイツの憲法平和条項の専門研究者を東京、沖縄等から招聘して研究会を開催し、4カ国の憲法平和条項、憲法平和訴訟についての理解を深めた。さらに、4カ国に加えて、フランスとイタリアの憲法平和条項の専門研究者をも研究会に招聘してこれらの諸国の憲法平和条項についても視野に入れた。憲法平和条項の類型論・一般理論を構築することをめざすという目的からいって、日本、韓国、米国、ドイツ、フランス、イタリアの6カ国の憲法平和条項の比較研究に取り組んだことの意義は大きかった。最後に、2023年2月、研究の総仕上げとして、日本、韓国、ドイツ、米国の憲法平和条項研究の第一人者4人を招聘して、ハイブリッドで5時間半におよぶシンポジウムを開催して、研究を締めくくった。このシンポジウムには合計40名を超える憲法研究者の参加を得た。コロナ禍ゆえに、韓国、米国、ドイツの現地調査ができなかったことは残念であった。

4. 研究成果

3年間におよぶ日本、米国、韓国、ドイツの4カ国の憲法平和条項、憲法平和訴訟の国際比較研究から、「憲法平和条項の共通性・普遍性」が浮かび上がってきたといえる。日本、米国は附随的違憲審査制であり、韓国、ドイツは抽象的違憲審査制であるという違いはあるが、むしろ共通性を強く感じさせる結果となった。その「共通性・普遍性」は次のようにまとめることができる。

憲法平和条項の目的は、大統領あるいは首相の指示によって行われる軍(ないし自衛隊)の行動、武力行使等を憲法上のメカニズムによっていかに抑制するかということである。

憲法上のメカニズムといった場合、(1)議会による大統領あるいは首相の派兵・軍事行動の抑制(権力分立原理にもとづく議会による大統領の行動の抑制)の道筋、あるいは(2)個人の憲法上の権利(平和的生存権、良心的兵役拒否の権利等)の追求という道筋(憲法平和訴訟)からの軍(ないし自衛隊)の行動の抑制となる。ここでは、議会による抑制と訴訟を通じての裁判所による抑制の2つの主要な道筋がある。

この研究においてはとりわけ後者の訴訟を通じての軍(ないし自衛隊)の行動の抑制に焦点を当てる予定であったが、研究が進むにつれて、訴訟による抑制の困難を痛感させられた。これに関しては、憲法平和訴訟(司法過程)が議会プロセス(政治過程)、さらには平和運動(世論形成)と有機的に連携することの必要性(理論、弁論、世論の連携)を提起していると思われる。

憲法平和訴訟においては、日本においても韓国においても、平和的生存権(あるいは平和権)がひとつの論点・争点となっているが、この平和的生存権の内容について顕著な方向性を見ることができる。日本ではこれまで、平和的生存権の内容として「軍事基地がもたらす被害を受けない権利」として理解されることが多かったが、冷戦後は、平和的生存権を「加害者にならない権利」「侵略的な武力行使に加担しない権利」として理解する側面が強くなっている。これは韓国における憲法平和訴訟においても同様である。加害者になることを拒否する権利という点ではこれは良心的兵役拒否権とつながる側面がある。日本でも韓国でも憲法平和訴訟の当事者となることによって「加害者にならない」「侵略的な武力行使に加担しない」という平和意識が形成さ

れてきたといえるだろう。これは、平和的生存権という個人の権利の追求というかたちをとった軍事拒否政策の追求となる。

本研究が研究対象とした4カ国、すなわち米国、日本、韓国、ドイツの4カ国は、米国を中心として米国との軍事同盟（日米安保条約、韓米相互防衛条約、NATO）によってつながっているという共通性を持っている。たとえば2003年のイラク戦争のときには、米国の軍事政策が、日本、韓国に連動していき、日本、韓国の軍ないし自衛隊の行動をもたらした面がある。これら3カ国すべてにおいてイラク戦争をめぐって憲法平和訴訟が提起された。これらの憲法平和訴訟において、戦争を批判して訴訟を提起した側は敗訴していて、米国、日本、韓国の軍事行動ないし自衛隊の行動の抑制という点では成功しなかったが、しかしそれらの訴訟において、新たな平和意識（加害者になることを拒否するという平和意識）を生み出した。この平和意識が我々の次の展開を準備するというべきであろう。

結論として、憲法平和条項による軍（ないし自衛隊）の行動の抑制は決して容易ではないが、理論、弁論（訴訟）、世論の連携によって、この困難な課題に挑戦し続けることが求められているといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 君島東彦	4. 巻 114号
2. 論文標題 東アジアの平和にとって日本国憲法とは何か	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 政経研究	6. 最初と最後の頁 3-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 君島東彦	4. 巻 -
2. 論文標題 安保法制違憲訴訟と憲法平和主義の再構築	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 市川正人ほか編『憲法問題のソリューション』（日本評論社）所収	6. 最初と最後の頁 144-156
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 君島東彦	4. 巻 115号
2. 論文標題 平和学の視点から考えるロシア・ウクライナ紛争	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人間と教育	6. 最初と最後の頁 22-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 君島東彦	4. 巻 -
2. 論文標題 メアリー・カルドアという補助線ー憲法平和政策の予備的考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 愛敬浩二ほか編『自由と平和の構想力ー憲法学からの直言』（日本評論社）所収	6. 最初と最後の頁 170-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 君島東彦	4. 巻 -
2. 論文標題 憲法の平和構想	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本平和学会編『平和学事典』（丸善出版）所収	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上暁弘	4. 巻 53号
2. 論文標題 核兵器禁止条約の歴史的発効ー被曝地広島から見る課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代の理論	6. 最初と最後の頁 103-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上暁弘	4. 巻 -
2. 論文標題 憲法9条と核兵器	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学』（法律文化社）所収	6. 最初と最後の頁 232-254
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上暁弘	4. 巻 52号
2. 論文標題 新型コロナ危機時代の憲法論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 30-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上暁弘	4. 巻 -
2. 論文標題 戦後日本の「平和」の歴史と構造	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 田中孝彦ほか編『戦後教育学の再検討(下)』(東京大学出版会)所収	6. 最初と最後の頁 169-193
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河上暁弘	4. 巻 758号
2. 論文標題 核戦争の危機と自治体の役割――対案としての核兵器禁止条約の意義と自治体	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊自治研	6. 最初と最後の頁 51-59
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅裕一郎	4. 巻 224/225号
2. 論文標題 アメリカ国籍をもつ個人への「標的殺害(targeted killings)」作戦を合法とする法的根拠を示したアメリカ司法省白書について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 愛知大学法学部法経論集	6. 最初と最後の頁 177-206
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅裕一郎	4. 巻 229号
2. 論文標題 アメリカ合衆国による「標的殺害(targeted killings)」作戦を承認するための手続を定めたオバマ政権下の大統領政策指針(Presidential Policy Guidance: PPG)について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 愛知大学法学部法経論集	6. 最初と最後の頁 57-99
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅裕一郎	4. 巻 234号
2. 論文標題 アメリカ合衆国による「標的殺害(targeted killings)」作戦を承認するための手続を緩和したトランプ政権下の指針(Principles, Standards, and Procedures for U.S. Direct Action against Terrorist Targets: PSP)について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 愛知大学法学部法経論集	6. 最初と最後の頁 111-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植松健一	4. 巻 401号
2. 論文標題 議会内反対派の憲法化ードイツの州憲法における反対派条項の理念と運用(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 1-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植松健一	4. 巻 402号
2. 論文標題 議会内反対派の憲法化ードイツの州憲法における反対派条項の理念と運用(2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 25-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植松健一	4. 巻 403号
2. 論文標題 議会内反対派の憲法化ードイツの州憲法における反対派条項の理念と運用(3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 30-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Kimijima, Akihiko
2. 発表標題 Six Faces of Article 9: 70 years of constitutional pacifism and world order
3. 学会等名 Rajiv Gandhi University Webinar: Hiroshima Day for Peace in Gandhian Perspective (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kimijima, Akihiko
2. 発表標題 East Asian Regional Cooperation: Challenges and Possibilities
3. 学会等名 Shanghai Forum 2020 Roundtable: East Asian Regional Cooperation under the Condition of Global Alienation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 君島東彦
2. 発表標題 東アジアの平和にとって日本国憲法とは何か？
3. 学会等名 復旦大学日本研究センター第31回国際シンポジウム「グローバルな政治変動における中日米関係」(招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河上暁弘
2. 発表標題 明文改憲の動向と論点——新型コロナ危機時代の改憲論
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会2020年度学術総会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 河上暁弘
2. 発表標題 小林直樹憲法学と憲法政策としての平和
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会2022年度春合宿研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 シン・ヒョンオ
2. 発表標題 韓国における良心的兵役拒否
3. 学会等名 日本平和学会・非暴力分科会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 河上暁弘	4. 発行年 2022年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 412
3. 書名 戦後日本の平和・民主主義・自治の論点――小林直樹憲法学との「対話」に向けて	

1. 著者名 市橋克哉・榊原秀訓・塚田哲之・植松健一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 自治体研究社	5. 総ページ数 159
3. 書名 コロナ対応にみる法と民主主義 Pandemocracyの諸相	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	植松 健一 (Uematsu Kenichi) (90359878)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	シン ヒョンオ (Shin Hyun-Oh) (40815487)	立命館大学・国際関係学部・授業担当講師 (34315)	
研究分担者	河上 暁弘 (Kawakami Akihiro) (30515391)	広島市立大学・付置研究所・教授 (25403)	
研究分担者	三宅 裕一郎 (Miyake Yuichiro) (50535557)	日本福祉大学・教育・心理学部・教授 (33918)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 憲法平和条項の国際比較研究	開催年 2023年～2023年
-------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関